

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めてまいります。

日程第1. 常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任、日程第2. 議会改革等調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

協議のため暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を再開いたします。

特別委員会の2件は、各会派の代表者会議において協議を行い、議会運営委員会で2件の特別委員会を設置することに意見の一致を見ました。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれの事件に関する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して、調査・検討することに致したいと思います。

御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、2件のそれぞれの事件に関する問題の調査・対策に関する事件は、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して、調査・対策にあたることに決定をいたしました。

ただいま設置いたしました、2件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員に2番山崎議員、3番毛利議員、5番江口議員、12番池田議員、18番牟田議員、20番江原議員、以上6名を、議会改革等調査特別委員会委員に4番中山議員、8番豊村議員、11番松尾陽輔議員、13番石橋議員、16番松尾初秋議員、17番山口議員、以上6名をそれぞれ指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま設置しました2件の特別委員会の調査・対策の期間は、本会議がそれぞれの事件の終了を議決するまで継続して行うこととしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、2件の特別委員会の調査検討の期間は、本議会がそれぞれ付託しました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことにして決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果についての御報告がございましたので御報告をいたします。

常襲水害地対策特別委員会委員長に18番牟田議員、同副委員長に12番池田議員、議会改革等調査特別委員会委員長に13番石橋議員、同副委員長に8番豊村議員、以上のとおりでございます。

日程第3. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

ここで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

15 番末藤議員、19 番杉原議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました 15 番末藤議員、19 番杉原議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、15 番末藤議員、19 番杉原議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました 15 番末藤議員、19 番杉原議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いをしたいと思います。

末藤議員／15 番末藤です。今、推薦いただきました、末藤でございます。武雄市議会を代表して、しっかりと頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

杉原議員／ただいま末藤議員と同じく、広域圏議会の議員の推薦いただきました杉原でございます。私も、合併前に一回なさせていただいておりましたけど、今回、二回目ということでございます。皆様方のご意見承りながら、そういうものを反映させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長／どうもありがとうございました。

日程第 4 . 選挙第 4 号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定に基づき、武雄市議会議員の中から 1 名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と、同第 2 項の規定による指名推選の 2 つの方法がございます。

ここで、お諮りをいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

9番上田議員を指名をいたします。

ただいま指名いたしました、9番上田議員を杵島工業用水道企業団議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、9番上田議員が杵島工業用水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました、9番上田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました、9番上田議員、当選の承諾の旨の御挨拶をお願いいたします。

上田議員／皆さんお疲れ様でございます。ただいま、ご推薦いただきました上田でございます。武雄市の工業用水道が大きな岐路に立っておりますので、私も、微力ながら精一杯頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長／ありがとうございました。

日程第5. 選挙第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条及び第9条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員1名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名

推選との2つの方法がございます。

そこで、お諮りをいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

18番牟田議員を指名をいたします。

ただいま指名いたしました、18番牟田議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、18番牟田議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました、18番牟田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました、18番牟田議員、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

牟田議員／当選しました牟田でございます。指名推薦ありがとうございます。武雄市の3割以上は後期高齢者。そういう中の皆さん方を出来るだけフォローする為に議会の中でも頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長／どうもありがとうございます。

日程第6．選挙第6号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

佐賀県西部広域環境組合規約第6条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法がございます。

そこで、お諮りをいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りをいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

10番古川議員、16番松尾初秋議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました、10番古川議員、16番松尾初秋議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、10番古川議員、16番松尾初秋議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました10番古川議員、16番松尾初秋議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いをいたします。
古川議員

古川議員／古川でございます。西部環境組合の議員として、武雄の色々な災害のこと、色々やっていきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

議長／松尾初秋議員

松尾初秋議員／今回、またご指名をいただきましてありがとうございます。今、現在西部環境組合の議長をやっておりますけども、最初からおるので、流れはよく分かっておりますので、これからもしっかりと精進していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長／どうもありがとうございました。
以上で本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。